

平成31年3月19日

〒467-0806

名古屋市瑞穂区瑞穂通2丁目27-1

ひらい歯科院長 平井健人殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107

FAX : 052-734-8108

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当法人の平成30年11月21日付申入書に対し、平成30年11月28日付でご回答いただきありがとうございました。

上記ご回答を踏まえ、別紙のとおり、再度の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴殿の見解や対応につき、平成31年4月19日までに、上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 「『ストロマンインプラント』で名古屋市最多、年間700本の症例実績」とのホームページ上の広告（別紙1参照）について

【申入れの趣旨】

本記載を削除していただくか、医療広告ガイドラインに沿う形に改定していただきますよう申し入れます。

【申入れの理由】

医療広告ガイドライン（医政発0508第1号）第3の1（3）によると、「日本一」、「No.1」、「最高」等の最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当するとされています。また、厚生労働省で、平成30年5月31日に開催された第9回医療情報の提供内容等のある方に関する検討会の配付資料である「医療広告ガイドラインにおける対応の整理—ネットパトロール事業での事例等を参考に整理—」によると、「3. 他の病院または診療所と比較して優良である旨の広告について」の場面で、「国内No. 1」、「シェアNo. 1」、「満足度No. 1」といった広告が、医療広告ガイドライン第3-1（3）他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告に該当するとされています。

さらに、医療広告ガイドライン第5の4（13）によると、手術件数について広告する場合には、ウェブサイト、年報等広く住民に周知できる方法により広告されていることが必要です。詳しくは、当法人の平成30年11月21日付申入書をご覧ください。

医療広告ガイドラインに沿った広告にしていただきますよう、重ねて申入れいたします。

第2 「当院のインプラント症例実績」のCASE1からCASE3の写真の掲載（別紙2参照）について

【申入れの趣旨】

本写真を削除していただくか、医療広告ガイドラインに沿う形に改定していただきますよう申し入れます。

【申入れの理由】

医療法第6条の5第1項において、「何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この節において単に「広告」という。）」の内容及び方法について、「その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準」によるとされています（医療法第6条の5第2項4号）。そして、医療法施行規則第1条の9第2号において、「治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと」と定められています。

医療広告ガイドライン第3-1（6）において、いわゆるビフォーアフター写真等については、「個々の患者の状態等によって当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められない」と原則として禁止したうえで、「術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な説明を付した場合」といった例外要件を満たした場合のみ広告可能としています。

貴殿のインプラント症例実績というページのCASE 1においては、術前と術後の写真に加え、埋込本数を「12本」、症例として「上の歯がすべて無く、下の歯は2本のみ残っていた。12本のインプラントで28本の歯（上下全歯をカバー）をセラミックスで治療した症例」、

費用として「530万円」、担当医師として「平井」と記載があるのみで、上記例外要件である、治療等の主なリスクや副作用等に関する事項等の説明がなされていません。この状態では、「当院のインプラント症例実績」のCASE1の写真を見た患者は、インプラント治療を一切のリスクなく行うことができ、誰でも同じ効果があると思い込んでしまい、患者等を誤認させるおそれがあります。

したがって、「当院のインプラント症例実績」のCASE1の写真は、治療等の主なリスクや副作用等に関する事項等の説明がなされておらず広告可能とする例外要件を満たしていないことから、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真といえ、医療広告ガイドラインに違反する広告であることは明らかです。

同様に、貴殿のインプラント症例実績というページのCASE2、CASE3においては、術前と術後の写真しか掲載されておらず、治療内容、費用、治療の主なリスク、副作用に関する事項などの説明がなされていません。CASE1と同様に、広告可能とする例外要件を満たしていないことから、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前後の写真といえ、医療広告ガイドラインに違反する広告であることは明らかです。

第3 ホームページ上の「予防歯科」、「審美歯科」との表示（別紙3参照）について

【申入れの趣旨】

本記載を削除していただくか、医療広告ガイドラインに沿う形に改定していただきますよう申し入れます。

【申入れの理由】

医療法においては、広告可能な診療科目は限定されていますが（医

療法第6条の6第1項、同法第6条の5第3項第2号、医療法施行令第3条の2)。医療法施行令第3条の2に記載されている診療科目の中に、予防歯科、審美歯科という名称は含まれていません。

しかしながら、医療法施行規則第1条の9の2に定める要件をすべて満たした場合には広告可能とされており、その要件のひとつとして、「自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること」というものがあります。

貴殿のホームページの「その他の治療」というページでは、予防歯科、審美歯科に関するリスクや副作用等に関する事項が記載されていません。そのため、貴殿のホームページにおいて、予防歯科、審美歯科の名称を用いることができないのは明らかです。

以上